

# 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

計画期間

2021年12月21日～2026年12月20日（5年間）

## 【目標】

男性の子育て目的の休暇の取得促進

<取組内容>

2022年1月～

- ・育児休業中の代替要員確保等、業務体制の見直し。
- ・管理職による、子が出生した男性職員への育児休業取得の推奨。

医療法人 社団にしのか